

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現 状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区 分	公 務 員				民 間				参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
山ノ内町	49.5 歳	10 人	288,590 円	300,390 円	301,563 円	—	—	—	—
うち給食調理員	48.4 歳	8 人	282,875 円	290,625 円	291,861 円	調理師	42.2 歳	251,100 円	1.16
うち学校用務員	53.8 歳	2 人	311,450 円	339,450 円	340,374 円	用務員	53.8 歳	209,100 円	1.62
長野県	53.8 歳	110 人	293,795 円	322,387 円	315,802 円	—	—	—	—
国	49.5 歳	3,689 人	283,862 円	321,662 円	—	—	—	—	—
類似団体	49.5 歳	8 人	287,327 円	311,633 円	300,863 円	—	—	—	—

※「平均給料月額」とは、23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成20～22年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

(2) 年齢別職員数(23年4月1日現在)

区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
全 体	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	1 人	4 人	1 人	3 人	1 人	0 人	10 人
給食調理員	0	0	0	0	0	0	1	4	1	1	1	0	8
学校用務員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表(一)適用

イ 手 当

扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当

ウ 昇給基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号俸(55歳を超える場合は2号俸)を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

技能労務職については、退職者不補充とし、新規採用は行なわない。嘱託・臨時職員で対応。ただし、保育所等給食調理員については、正規職員で対応していきたい。

3 具体的な取組内容

退職時等の優遇特別昇給の廃止。【平成20年度から】
通勤手当について、通勤距離区間・支給額を国の基準に合わせる。【平成20年度から】

4 その他

退職不補充とし、学校用務員については、シルバー人材センターへ委託、学校給食調理員については、嘱託職員等で対応し、保育所等給食調理員については、自園給食を実施しているため、正規職員で対応。